

# 違法伐採対策の推進について



平成23年9月1日



小澤 眞虎人

林野庁木材貿易対策室長



## 本日のテーマ

我が国の取り組みの概要

合法木材を巡るこれまでの成果

- 国内対策
- 国際的な取組
- 参考：諸外国の違法伐採対策の取組（米国 & EU）

今後の課題と取り組み方向

# 違法伐採問題

違法伐採とは、一般的にそれぞれの国の法律に反して行われる伐採を指すが、貧困、政府の腐敗等背景は複雑

## 影響

- ・生産国における持続可能な森林経営の阻害、森林減少・劣化
- ・正当なコストを支払っていない、違法伐採木材、木材製品が国際市場で流通することによって輸入国の持続可能な森林経営を阻害
- ・本来、環境にやさしい資材である木材への信頼性の低下、他資材への転換

## 対応

### 木材生産国・加工国・消費国の各取組・協力

- ・国内法の整備  
政府調達制度／違法伐採木材製品等を市場から排除する法的措置
- ・途上国（生産国）支援・協力

## 我が国の基本的な考え方と主な取組

基本的な考え方：**違法に伐採された木材**は使用しない

### ○国内対策

- ・グリーン購入法を用い、合法性の証明された木材を政府調達の要件に
- ・「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の策定

### ○二国間協力

- ・「日本とインドネシアの違法伐採協力に関する行動計画」(2003.6)／木材追跡システムの開発
- ・マレーシアとの森林専門家会合

### ○地域／多国間協力

- ・国際熱帯木材機関(ITTO)を通じた支援
- ・アジア森林パートナーシップ(AFP) (2002～)
- ・森林法の施行とガバナンス(FLEG)閣僚会合 (世界銀行)

# 合法木材に関する取り組み グリーン購入法

## 国等による環境物品等の調達に関する法律 (2000年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について国等の公的部門における調達の推進、情報提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

### 基本方針（閣議決定）

- 環境物品リスト
- 環境物品の要件（判断の基準、配慮事項）の決定
- 調達方針作成のための基本的事項

2006年から、合法性等の証明された木材・木材製品を環境物品（紙類、文具、ベッドフレーム、オフィス家具、公共工事資材）に位置づけ

義務的に実施

国会、裁判所、各省庁、  
独立行政法人等

- 調達方針の作成、公表
- 調達実績の公表

※基本方針や各省等の調達方針の中でガイドラインに基づく合法木材の優先調達を明記

努力義務、一般的責務

地方公共団体等

- 調達方針の作成（努力義務）

民間事業者、国民

- できる限り環境物品等を選択（一般的責務）



「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」で示した証明方法

森林認証とCoC認証を活用した方法

業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法

個別企業による自主的な証明方法

# これまでの成果（主な実績）

## ● 合法木材の供給に取り組む事業者及び供給量の拡大

(2006 → 2010)

### ✓ 認定団体数

**108 → 140**

中央団体	19	→	22
地方団体	89	→	118

### ✓ 認定事業者数

**4,906 → 8,114**

中央団体	1,030	→	1,380
地方団体	3,876	→	6,734

### ✓ 国産の素材生産に占める割合

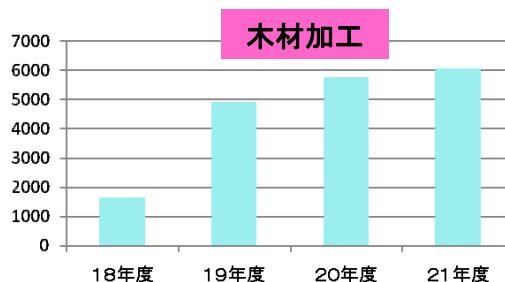
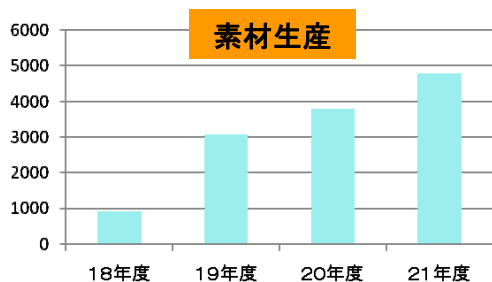
**40% → 66%**

### ✓ 輸入合板に占める割合(2009)

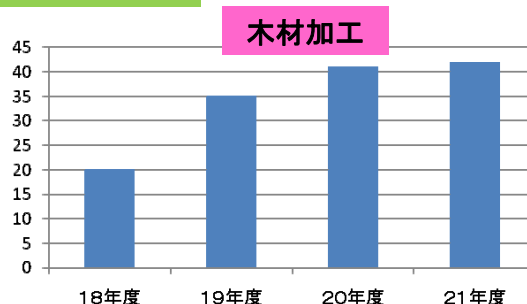
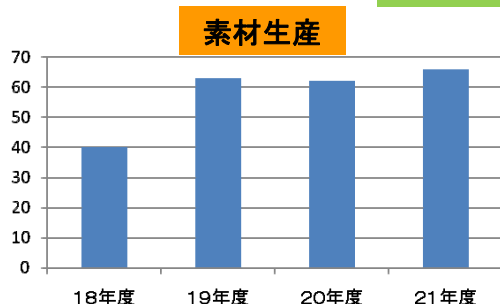
**75%**

## 合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績 (団体認定による方法)

### 合法木材供給量の推移



### 合法木材供給割合の推移



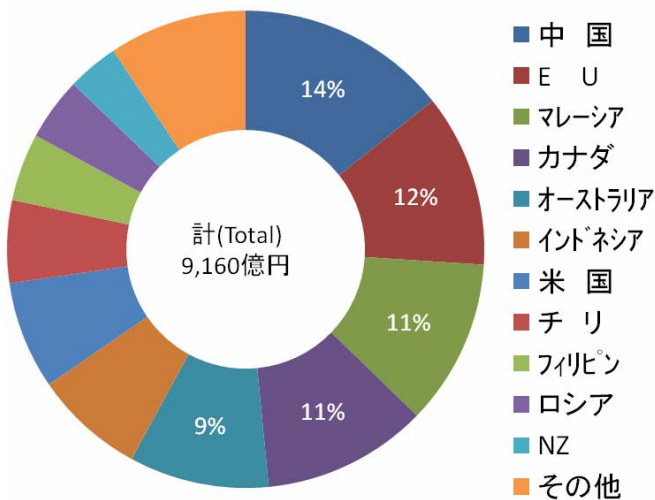
出展: 社団法人全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した117団体5436認定事業者の数を集計したもの(平成22年9月調査)

注: (国内\*)は、国内における加工流通業にかかるもので、一部輸入材を含む

# 二国間協力・対話の拡大

## ○ 中国との連携

木材輸入実績(2010)



・中国は我が国の木材輸入額で第一位  
 ・中国は原木を輸入して製品を輸出する加工貿易国

第3回日中ハイレベル経済対話  
 (2010年8月)

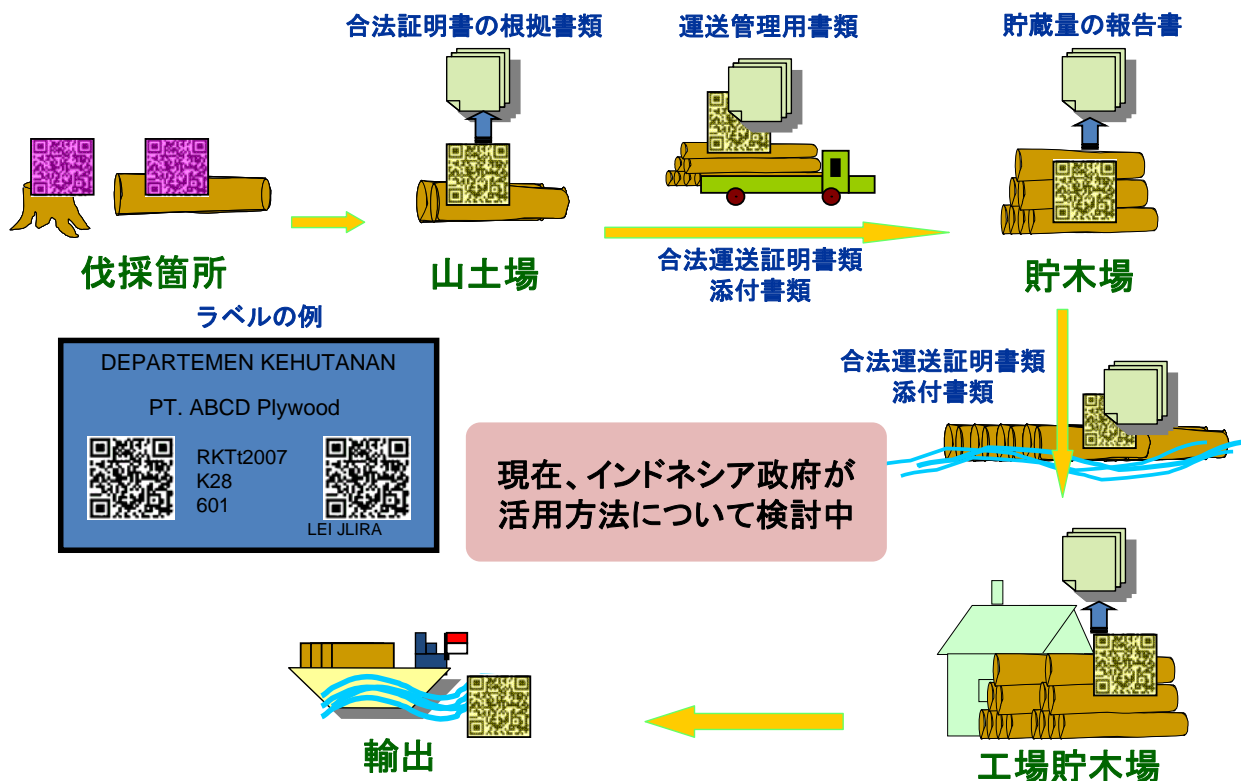
日中の違法伐採等の協力に関する覚書について  
**実質合意**



平成23年8月署名

財務省「貿易統計」

## インドネシアとの協力 二次元バーコードを活用した木材追跡システムの開発 (平成17年度～平成22年度)



# 国際シンポジウムの開催（林野庁平成22年度補助事業）

- ・平成22年12月10日～11日 TFTホール(東京都江東区有明)
- ・日本のみならずインドネシア、マレーシア、米国、中国、EU等世界各地から150名以上の参加
- ・我が国の取組を海外にアピールするとともに、世界の違法伐採対策の中における合法木材の意義を確認

## 木材追跡システムの開発と運用(12月10日)

- ・我が国との協力による、インドネシアにおける木材追跡システムの開発と今後の運用(成果発表のプレゼンテーションの他に、会場内でデモンストレーションも開催)
- ・マレーシアサラワク州における丸太の合法性証明



## 日本の合法性証明の取組と違法伐採対策(12月11日AM)

- ・我が国の取組を発表(木材業界、需要者)

## 日本の取組と世界の違法伐採対策の進展と未来(12月11日PM)

- ・米国、中国、EU、インドネシア、マレーシアから各国の取組を発表
- ・日本を含む各国参加者によるパネルディスカッション



## 参考：諸外国の違法伐採対策の取組

<p>米国 (改正レイシー法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法に捕獲、採取された野生動植物の輸出入、移送、売買を禁止するもの。</li> <li>・輸入時に、木材・木材製品の「<u>学術名</u>」と「<u>原産地</u>」等の申告を義務づけ。(※合法性証明は求めない)</li> <li>・違法伐採木材と知りつつ取引した場合のみならず、過失にたいしても適用</li> <li>・対象品目は、現在は丸太、製材、合板、家具、楽器、美術品等に拡大。</li> </ul>
<p>EU (FLEGT:VPA&amp;木材法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産国で<u>合法性が証明された木材</u>しかEU内に輸入させないなどの包括的な違法伐採対策を定めた「FLEGT(Forest Law Enforcement Governance and Trade)行動計画」に基づき、途上国との自主的な二国間協定「VPA(Voluntary Partnership Agreement)」締結。</li> <li>・VPA締結国以外の国には、実質的な水際措置として、輸入業者等に輸入木材・木材製品の合法性を示す文書等への情報把握を義務づけ。「適切な配慮」:Due Diligence)</li> <li>・Due Diligence法で、<u>木材製品、パルプ・紙製品</u>等幅広い品目を対象に定めるとともに、VPAの有利性を担保。2010年10月に欧州議会で成立し、2013年3月施行予定。</li> </ul>

# 今後の課題と取り組み方向

(1) 公的機関によるグリーン購入の徹底

(2) 民間企業・一般消費者等への普及

(3) 合法性証明の信頼性向上

## (1) 公的機関によるグリーン購入の徹底

国の機関における政府調達 の徹底

地方公共団体によるグリーン調達の推進(県レベルの徹底と市町村への拡大)

### 公共建築物等木材利用促進法

- ・平成22年10月1日施行
- ・国は公共建築物における木材利用の促進の基本方針を策定し、「可能な限り木造化、木質化」を進めるという方向性を明確化。地方公共団体や民間の事業者等の主体的な取組を促進
- ・合法木材の供給・利用の促進

## (2) 民間企業・一般消費者等への普及



最終消費者に近い供給事業者(住宅、家具、DIY等)へのアプローチ

- エコプロダクツ展、DIYショー等への出展
- DIYショップと共同したプロモーション



住宅等への利用促進

- 長期優良住宅の建設の際の優遇措置(国土交通省)
- 民間企業による木材調達基準の作成の動き



メディアの活用

- 合法木材ナビを一般消費者向けに改良
- 地方新聞広告(28道府県30紙)
- DVDの作製「未来をつくるGoho-wood」

## (3) 合法性証明の信頼性向上

合法性証明に取り組む団体・事業者のデータベースを作成

各団体・事業者により取り組まれている合法性証明について、第三者によるモニタリングを実施



# まとめ：我が国の違法伐採対策のスタンス



## 木材を取り扱う業界の自主性を尊重し、ボトムアップを図る

### 特色

- 国内外を問わず参加が容易
- コスト負担が小さく、木材価格の上昇や行政負担の拡大を招かない【他資材(金属、プラスチック等)との競合にも対応】

国内外の木材・木材製品を差別しない

方向：合法性の証明された木材の①「供給・需要の拡大」、②「質的向上」を通じ木材市場を満たす

## ① 合法木材の供給・需要両面での拡大



### 供給の拡大

1. 国内  
供給者を対象とした働きかけ、研修等
2. 海外  
中国との覚書締結  
生産国における技術協力

### 需要の拡大

1. 公共建築物等への木材利用促進
2. 消費者の認知度向上を目的としたPR
3. 合法性を製品に表示することによる  
選択の促進

平成23年度補助事業による実証事業  
24年度以降、表示の拡大

## ② 合法木材の質的向上

### 海外

トレーサビリティ技術の開発と普及

### 国内

供給者のデータベース作成  
証明のモニタリング

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(1) 面的なまとまりをもった森林経営の確立

② 適切な森林施業の確保

国・都道府県・市町村の各段階において・・・(省略)・・・運用する。さらに、伐採に係る手続が適正になされた木材の証明等の普及を図り、適切な森林施業の推進に資する。

(9) 国際的な協調及び貢献

② 違法伐採対策の推進

持続可能な森林経営を推進し、地球規模での環境保全を図るため、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方にに基づき、違法伐採及び関連する貿易に関する国際的な対話へ積極的に参画するとともに、開発途上国における人材育成等のプロジェクトへの支援等を推進する。

また、我が国において、合法性証明や伐採地等の表示など木材のトレーサビリティの確保等に取組むとともに、消費者、民間事業者等への合法木材の普及拡大・信頼性向上に向けた取組を強化する。

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

(4) 消費者等の理解の醸成

木材の良さに対する・・・(省略)・・・に推進する。

さらに、適正な伐採により生産された木材・木材製品に合法性証明・伐採地等を表示することにより、消費者による合法木材・木材製品の選択を促進する。

## 最後に：団体の皆様にお願ひ

・ガイドラインによる証明の仕組みは業界の自主的な取組であり、自らが襟を正し、積極的に情報公開を行う事が重要

・農林水産省官房組合検査課の常例検査により、森林組合系統の一部において、事業者認定、分別管理方法等について不適切な事例が指摘。

・森連組合系統以外では、各団体の取組をチェックする仕組みはなく、一層の信頼性向上のために、傘下の事業者の取組をチェックし、積極的な情報の公開に努める必要

**合法木材を流通させることによって違法伐採木材  
を国内、そして世界のマーケットから排除します。**

**ありがとうございました。**